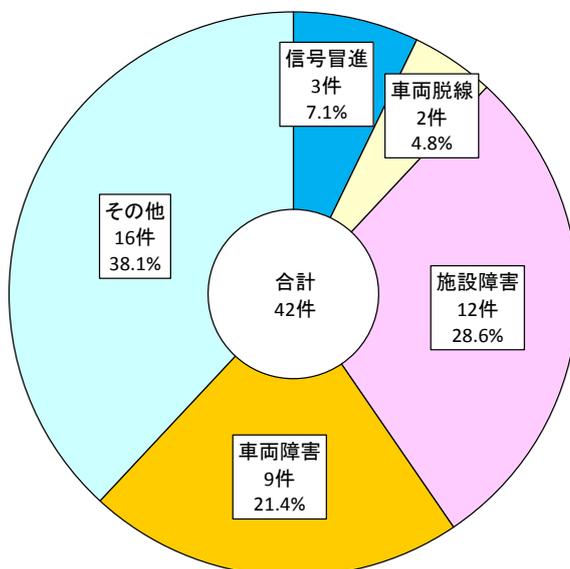


3 インシデントに関する事項

3.1 インシデント報告件数

- インシデント(運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)は、平成13年10月より、鉄軌道事業者から国への報告が義務付けられています。
- 平成27年度に報告されたインシデントは42件で、このうち3件(7.1%)が運輸安全委員会の調査対象¹⁶ となりました。

図16: インシデント報告件数(平成27年度)



		(件)										
		閉そく違反	信号違反	信号冒進	本線逸走	工事違反	車両脱線	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	合計
	27年度	0	0	3	0	0	2	12	9	0	16	42
参 考	26年度	0	0	3	0	0	3	14	13	0	17	50
	5年平均 (23~27年度)	0.2	0.2	2.4	0.4	1.0	3.8	14.4	15.2	0.2	23.6	61.4

※「その他」には、鉄道係員による取扱い誤りなどにより発生した事象が含まれています。

¹⁶ 運輸安全委員会では、鉄道重大インシデント(鉄道事故の兆候)についても調査し、報告書を公表しています。(<http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>)